

面会交流の禁止・制限事由

【文献種別】 決定／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和1年8月23日

【事件番号】 平成31年（ワ）第606号

【事件名】 面会交流審判に対する抗告事件

【裁判結果】 変更（上訴）

【参照法令】 民法766条1項・3項、家事事件手続法65条・152条2項

【掲載誌】 判時2442号61頁、判タ1472号98頁

◆ LEX/DB 文献番号 25565849

桃山学院大学教授 花元 彩

事実の概要

X男（原審申立人、本件抗告人）およびY女（原審および本件相手方）は、平成11年に婚姻し、その間に長男（平成12年生）、二男（平成15年生）および三男（平成17年生）の3子（以下、「未成年者ら」という。）がいる。

平成25年、Xが性風俗店を複数回利用していたことなどから、Yが未成年者らを連れて自宅を出た。その後、Yは、Xに対し離婚を求める調停を申し立てたところ、不成立となったため、Yは離婚訴訟事件の訴えを提起した。平成28年、和解が成立し、少なくとも次の通り面会交流を実施するという和解条項が設けられた。①月1回程度の面会交流、②宿泊を伴う面会交流を年に3回程度、③Xが子らと電話、メールその他の方法で直接連絡を取ること、および、誕生日等の機会にプレゼントをすること。

和解成立後、宿泊付きの面会が実施されることになった（以下、「3月の面会」という。）。Xは、自宅や実家での宿泊を希望し、自身の父母や親族と未成年者らとを交流させたいと考えていたが、Yが未成年者らに確認したところ、Xの自宅や実家、親族宅は嫌だと述べたとして、ホテル・旅館等において父子のみで面会交流を実施するよう求めた。その結果、ホテルで宿泊することになった。ところが、面会の最中に急用ができたため、Xは、未成年者らに対し、Xの実家で待っておくよう告げた。長男は、Yの自宅に帰りたいと述べたが、Xはこれを聞き入れず、未成年者らとともにXの

実家に向かった。Yは、長男からの連絡を受け、Xに未成年者らを自宅に帰すよう告げたが、Xはこれに応じなかった。Xは、用事を済ませてから、未成年者らを連れてホテルに行き宿泊した。長男は、Xに対し、Yの自宅に帰してくれなかった理由を尋ねたが、Xから納得のいく説明は得られなかった。また、Xは、長男に対し、Yが本件別居に当たり未成年者らを連れて行ったことを非難するなど、Yについて否定的な言動をした。二男および三男は、この様子を見ていた。この一件以降、未成年者らは、Yに対し、もう面会はしたくない旨を繰り返し訴えたが、Xは聞き入れなかった。

平成28年11月、Yは、調停を申し立てたが、翌年7月、不成立となり、本件審判手続に移行した。

Xの上申を受けて選任された手続代理人と調査官が、未成年者らとの面接を行った。その結果、未成年者らは、3月の面会の際の出来事によりXに対する信頼を失ったこと、以降面会拒否の意思を繰り返し表示したが、Xがそれを受け入れなかったため、面会を拒否する気持ちがさらに強くなったことが明らかになった。

原審判は、未成年者らが面会を強固に拒否している状況の下で、面会を強ければ、未成年者らの判断能力や人格を否定することになり、未成年者らの福祉に反する結果となってしまうとして、直接の面会を定めていた項の効力を失わせるのが相当とした。そして、新たに、Xから未成年者らへの手紙の送付、および、YからXへの成績表および写真の送付という間接交流を定めた。他方、X

が主張していたメールやSNSを用いたメッセージの送信については、未成年者らの拒否感を強めるだけの結果になるとして、認めなかった。Xはこれを不服として即時抗告をした。

抗告審で、Xは、次のように主張した。3月の面会の際にとった対応は、父親として正当なものであって、祖父母の家に連れていかれただけで父親との信頼関係が崩壊するというのは社会通念に照らしてもあり得ない。また、面会交流の専門家がSNSの大きな効用を認めており、手紙の送付だけではなく、SNSによる交流も認めるべきである。

これに対し抗告審は、原審判を一部変更し、Yは未成年者らの電子メールのアドレスおよびLINEのIDをXに通知するとともに、Xと未成年者らがこれらの手段により連絡を取り合うことを認めなければならないとした。

決定の要旨

「……Xと未成年者らとの面会交流については、当面、間接交流にとどめるべきである。「……手続代理人が再度、未成年者らの意向確認を行ったが、全員、……今はそっとしてほしい旨の希望を述べており、Xとの面会交流を拒否する姿勢に変化はない」。「……未成年者らとXの直接の面会を強行することは相当でなく、子らの福祉の観点から、より望ましい面会交流のあり方を検討することが必要な状況に至っているというべきである……」。「……同居当時、Xと未成年者らとの親子関係に格別の問題がなく、……3月の面会の出来事も、Xの行動の是非はともかく、それ自体が未成年者らとの面会交流を禁止・制限すべき事由に当たるものではない。したがって、客観的には、Xと未成年者らの面会交流の実施が子の福祉に反するものとは考えられないが、他方、未成年者らの年齢、能力等に鑑みると、面会交流の実施の可否を判断するに際して、その意向を十分尊重すべきである……」。

「……未成年者らは、Xとの面会を強く拒否し、LINEでの連絡をも拒んでいるところではあるが、本来、可能な限りXと未成年者らの交流の機会を確保することは、中長期的に見れば、子の福祉の観点からも望ましいことは論を俟たない……」、「そもそも本件においては、本件和解条項により

直接の面会が認められており、Xと未成年者らの面会交流を禁止・制限すべき典型的な事由が存在するわけではないにもかかわらず、Xと未成年者らとの面会交流が、……長らく途絶えているといった経緯が存在する。そうすると、……未成年者らとの関係修復を図るため、Xに対して、より簡便で効果的な連絡手段の利用を認める必要性が高いと考えられるし、それによる具体的な弊害が大きいわけでもない。したがって、未成年者らが抵抗感を感じるであろうことを十分考慮しても、電子メールやLINEを用いたメッセージの送受信による間接交流を認めるべきであり、そのために、Yにおいて、未成年者らのアドレス等の連絡先をXに通知するのが相当である（もとより、Xにおいては、メッセージの送信によって、より未成年者らの反感を増すことのないよう、送信頻度やその内容については十分な配慮が求められる。）」

判例の解説

一 本決定の意義

現在の家裁実務は、「子の利益が害されると認められる特段の事情がない限り、子と非監護親が面会交流をすることを禁止すべきではない」との考えで運用されている¹⁾。そして、民法766条1項により、面会交流の可否は、「非監護親と子との関係、子の心身の状況、子の意向及び心情、監護親と非監護親との関係その他子をめぐり一切の事情を考慮した上で、子の利益を最も優先して」判断される²⁾。したがって、「特段の事情」には、子の意思が含まれる。

原審判もいうように、子が拒否しているにもかかわらず、面会交流を強いることは子の「判断能力ひいてはその人格を否定することになり、却って未成年者の福祉に反する」ことになる³⁾。子は精神的苦痛を被ることになるだけでなく、子の意思を尊重しない非監護親に対して不信感を抱き、非監護親と子との関係がさらに悪化するおそれもある。このような事態に陥れば、面会交流の目的が損なわれる。面会交流は、子が非監護親からの愛情を知り、親子の間の深い結びつきを感じ取るとともに、「子の養育及び発達について配慮すべき責務」を有する非監護親が、子の置かれた状況や心情などを認識し、責務をよりの確に全うするために行われるからである⁴⁾。それゆえに、子の

意思是面会交流を禁止または制限するに足る「特段の事情」となる⁵⁾。

また、家庭裁判所は、「必要があると認めるときは」、子の監護に関する処分を変更することができる（民法766条3項）。本件のように、面会交流を定める和解条項があっても、子や親の状況が変化し、このような条項が定める方法では、円滑な面会交流を持続できないときは、実情に合わせて変更する必要があると認められる。そうしなければ、「面会交流を巡る紛争状態が拡大するなどして、子の福祉を害する事態を招くおそれがある」⁶⁾。和解条項作成時には、子は面会交流を拒絶していなかったが、その後拒絶するにいたった場合、面会交流を禁止・制限するに足る「特段の事情」が新たに生じていることになる。この場合、本件の原審判がいうように、「和解条項を変更すべき事情が生じ」ているので、「和解条項を変更すべき必要性が認められる」ことになる。

もっとも、子の意思は流動的であって、子を取り巻く状況など、さまざまな要因に影響される⁷⁾。そのため、子が面会交流を拒否している場合、それが「真意」であるかどうかを慎重に判断する必要がある⁸⁾。家事事件手続法は、家庭裁判所に対し、子の陳述の聴取、調査官による調査等により、子の意思を把握するよう求めている（65条、152条2項）。原審判手続では、かなりの時間をかけて、調査官による調査および手続代理人による意向確認が行われた。抗告審でも、手続代理人が未成年者らの意向確認を行っている。子の「真意」を把握するために、現状で利用可能な手続をすべて尽くしたという点に、本決定の意義を見出すことができる。

二 面会交流の禁止・制限事由

本件では、Xが子らの意向に反してXの実家に連れて行ったことや、宿泊先でYに対し否定的な言動をしたこと自体は、未成年者らとの面会交流を禁止・制限すべき事由に当たらないとされた。

面会交流を禁止・制限すべき事由とは、連れ去りのおそれがあること⁹⁾、非監護親が子または監護親に対して暴力を振るっていたこと¹⁰⁾、監護親と非監護親の相互の不信感がきわめて深刻で、面会交流を実施した場合、子を複雑な忠誠葛藤の場面にさらすおそれが高いこと¹¹⁾、および親の問題行動¹²⁾等である¹³⁾。抗告審は、これらに該

当する事実はなかったと認定したことになる。しかし、面会交流の際に、「非監護親が離婚に対する自分の言い分や監護親の悪口等を子に話すこと」は問題行動に当たり、面会交流の禁止・制限事由になるとの見解がある。かかる言動は、子の健全な成長・発達のために非監護親との交流が重要であるという観点からなされる面会交流の趣旨にそぐわないからである¹⁴⁾。したがって、この見解によれば、実家に連れて行ったことはともかく、Yに対する否定的な言動により、直接交流を禁止・制限すべき事由が存在すると考えることもできた。

審判例・裁判例を見ると、面会交流の禁止・制限事由に当たるとされた問題行動は、子が通う小学校の前で監護親を待ち構え、子を取り上げる¹⁵⁾、子に対し嫡出子否認調停事件を申し立てている¹⁶⁾、自己の感情の赴くまま面会交流を繰り返す¹⁷⁾、子を連れまわし、未成年者誘拐容疑で逮捕されていたこと¹⁸⁾、子らに位置情報確認装置を潜ませたラジコン入りの小包を送ったこと、父が母子の居所を探索するために親類らに対して強迫的な言辞を用いたこと¹⁹⁾などであることがわかる。管見の限り、本件のように、面会時に1度、監護親に対し否定的な言動があったという理由で、面会交流を禁止・制限した審判例・裁判例はない。

とはいえ、この点は、個別事情に照らして、判断されるべきである。たとえば、監護親に対する否定的な言動が重ねて繰り返されるなど、「子の健全な成長・発達」を妨げるに足る程度に達していれば、子の福祉の観点から、面会交流は禁止・制限されてしかるべきである。本件では、3月の面会時にのみ、かかる言動が確認されている。それゆえに、面会交流を禁止・制限すべき事由ではないと判断されたのであって、監護親に対する否定的な言動が、いついかなる場合でも、かかる事由にならないとの趣旨ではないと解すべきだろう。

三 間接交流の方法

Xは、メールやSNSを用いたメッセージの送信による間接交流を求めていたが、原審判は認めなかった。かかる交流を認めれば、未成年者らのXに対する拒否感がさらに強まり、逆効果になると考えたからである。

これに対して本件は、「未成年者らとの関係修復を図るため」、「より簡便で効果的な連絡手段」である電子メールやLINEを用いたメッセージの送受信による間接交流を認めた。その論拠として、①交流の機会を確保することは、中長期的に見れば、子の福祉の観点から望ましいこと、②もともと和解条項により直接の面会が認められており、面会交流を禁止・制限すべき典型的な事由も存在しないにもかかわらず、面会交流が長らく途絶えていること、③電子メールやLINEを用いた連絡手段の利用を認める必要性が高いと考えられる一方で、それによる具体的な弊害が大きいわけではないこと、を挙げている。①はその通りだが、一般論であり、特定の交流方法を認めるに足る論拠にはならない。②は、当初存在した直接交流を認めても差し支えない状態に戻すために、かかる方法を用いる必要があるとの趣旨と解されるが、これも電子メールやLINEでなければならないという結論を導くに足るものではない。原審判のように、手紙の送付だけでも、目的を達成できる可能性は否定できないからである。

そうすると、主たる論拠は③ということになる。間接交流は、子が非監護親と直接会わないので、直接交流よりも子に与える影響が少ない。その意味では、「具体的な弊害が大きいわけではない」と見ることもできる。しかし、本件で、未成年者らは一様に、「今はそっとしてほしい」との希望を述べている。こうした意思が明確に示されている以上、それを尊重することこそが、子の福祉に適うのではないか。現状では、未成年者らが、Xからのメッセージを見ることによって苦痛を感じ、直接交流以上に心理的負担になる可能性²⁰⁾はきわめて高く、「具体的な弊害」は決して少なくない。抗告審は、そうならないように、「送信頻度やその内容については十分な配慮が求められる」と付言しているが、未成年者らの意思を尊重しなかったXに、適切な配慮ができるだろうか。したがって、③も論拠としては不十分である。

電子メールやLINEは、「より簡便で効果的な連絡手段」であり、今後も技術の進歩により、さらに多様な面会交流の方法が利用できるようになるだろう。しかし、面会交流が、子の福祉のために実施されることは変わらない。子の意思をふまえて、こうした連絡手段を「どのように利用するのが子のためになるか」ということを考えるべきで

ある²¹⁾。本件の意義は、ていねいに未成年者らの「真意」を確認したにもかかわらず、それに反する間接交流を認めてしまったことにより、大きく損なわれてしまった。この点については、原審判の判断が妥当だったと考える。

● 注

- 1) 札幌高決平 30・2・13 判時 2388 号 37 頁。同旨、名古屋家審平 28・9・16 判時 2367 号 62 頁、家庭の法と裁判 23 号 102 頁、前橋家審平 29・8・4 判時 2365 号 82 頁、家庭の法と裁判 23 号 74 頁、東京高決平 30・11・20 判時 2427 号 23 頁。
- 2) 同上。
- 3) 大阪高決平 29・4・28 判時 2355 号 52 頁、判タ 1447 号 102 頁、家庭の法と裁判 13 号 48 頁。
- 4) 前掲注 1) 札幌高決平 30・2・13。
- 5) 前掲注 3) 大阪高決平 29・4・28。
- 6) 神戸家審令 1・7・19 公判物未登載。
- 7) 福市航介「離婚・別居後の面会交流の問題点」法時 85 巻 4 号 (2013 年) 57 頁。
- 8) 秋武憲一(監修)/高橋信幸=藤川朋子『子の親権・監護の実務』(青林書院、2015 年) 168～169 頁、細矢郁ほか「面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方」家月 64 巻 7 号 (2012 年) 80 頁。
- 9) 千葉家審平 30・8・22 判時 2427 号 30 頁、前掲注 1) 東京高決平 30・11・20。
- 10) 東京家審平 14・5・21 家月 54 巻 11 号 77 頁、東京家審平 14・10・31 家月 55 巻 5 号 165 頁、京都家審平 22・4・27 家月 63 巻 3 号 87 頁、東京高決平 29・11・24 判時 2365 号 76 頁、家庭の法と裁判 23 号 68 頁。しかし、非監護親が子に対し暴力を振るった事実が認められなければ、非監護親による監護親に対する暴力は、直ちに未成年者と相手方との面会交流を制限すべき特段の事由と認定されない可能性がある。東京高決平 25・7・3 判タ 1393 号 233 頁。
- 11) 仙台家審平 27・8・7 判時 2273 号 111 頁。もっとも、監護親と非監護親の間に葛藤があっても、子が非監護親に対して強い拒否感を示していなければ、面会交流を禁止・制限すべき事由にはならないとした審判例がある。札幌家審平 29・11・8 判時 2388 号 39 頁。
- 12) 前掲注 10) 東京高決平 25・7・3。
- 13) 秋武・前掲注 8) 162～171 頁。
- 14) 同上 170 頁。
- 15) 東京家審平 13・6・5 家月 54 巻 1 号 79 頁。
- 16) 東京家審平 14・10・31 家月 55 巻 5 号 165 頁。
- 17) 福岡高那覇支決平 15・11・28 家月 56 巻 8 号 50 頁。
- 18) 横浜家相模原支審平 18・3・9 家月 58 巻 11 号 71 頁。
- 19) 東京高決平 19・8・22 家月 60 巻 2 号 137 頁。
- 20) 秋武・前掲注 8) 201～202 頁。
- 21) 同上 202 頁。東京家審平 27・12・11 判時 2323 号 140 頁。